

第4次宗像市行財政改革大綱(案)

[令和2年度～令和6年度]

～持続可能な行政経営の基盤づくりと将来に向けた政策実現のための改革～

令和2年3月

宗像市

| | |
|-----------------------|----|
| 市長あいさつ | 1 |
| 1 これまでの行財政改革の取組み | 2 |
| 2 地方自治体を取り巻く環境の変化 | 3 |
| (1) 地方行財政改革の推進 | 3 |
| (2) 働き方改革 | 3 |
| (3) Society5.0 | 3 |
| (4) SDGs | 4 |
| 3 現状と課題 | 5 |
| (1) 人口の見込み | 5 |
| (2) 財政調整基金残高の減少 | 6 |
| (3) 公共施設等の老朽化への対応 | 8 |
| (4) 事務負担の増加 | 9 |
| (5) 今後の課題 | 10 |
| 4 第4次行財政改革 | 11 |
| (1) 本市のまちづくり | 11 |
| (2) 本市のまちづくりを支えるための改革 | 11 |
| (3) 基本理念・基本方針 | 12 |
| (4) 新たな取組み | 14 |
| 5 行財政改革の推進 | 16 |
| (1) 計画期間 | 16 |
| (2) 推進体制 | 16 |
| (3) 情報の共有 | 16 |

市長あいさつ

市民のみなさんへのメッセージ



さらに活力あふれる宗像市を目指して

宗像市は、四塚連山と玄界灘に囲まれた自然豊かなまちであり、また、世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群をはじめとする歴史や文化を有するまちです。しかしながら本市にとって最も貴重な宝は「人財」であり、とりわけ、子どもは将来を担うかけがえのない存在です。このまちで育った子どもたちが、宗像、日本、世界で活躍できるよう、本市は、豊かな自然や歴史文化を活かしながら、「教育、文化、スポーツ都市」としてさらに充実したまちづくりを進めてまいります。

そのためには、確かな行政経営の基盤づくりが必要です。本市は平成15年4月に旧宗像市と玄海町との合併、その後平成17年3月の大島村との合併を経て、平成17年度から第1次行財政改革に取り組み、以後15年間行政経営の健全な基盤づくりに努め、将来世代の負担に考慮した計画的な財政運営を行い、財政の健全化に取り組んでまいりました。また、全国的には人口減少が進んでいる中、本市では独自の定住施策などを実施することにより、微増とはいえ人口が増えている状況にあります。今後も引き続き持続可能なまちづくりを進めていくには、将来を予測し、現状を見定め、効果的な対策を考え、確実に実行していくことが求められます。

「平成」から「令和」へ新しい幕が開け、また、令和2年度は本市のまちづくりの方向性を示す「第2次宗像市総合計画」の後期計画がスタートする年でもあります。全力で行財政改革に取り組み、本市の行財政基盤をゆるぎないものとし、市民のみなさんと一緒に「さらに活力あふれる宗像市」の実現にチャレンジしてまいります。

令和2年3月 宗像市長 伊豆 美沙子
(自署)

第4次宗像市行財政改革大綱（案）

1 これまでの行財政改革の取組み

本市では、平成17年度から行財政改革大綱に基づく改革に取り組み、第1次（平成17～21年度）、第2次（平成22～26年度）では、負担金・補助金、委託料の見直しや職員定数の削減など、合併によるスケールメリットを生かした経費削減の取組みにより、歳出抑制に大きな効果を生み出しました。第3次（平成27～令和元年度）では、基金運用や新たに始めたふるさと寄附の取組みで大きな効果を得ることができ、歳入確保の面では効果を上げた一方で、歳出削減の取組みでは大きな効果は生み出せていません。経費削減という従来の取組みだけでは、以前のように大きな効果を出すことが難しくなっているといえます（表1）。

〈表1 これまでの行財政改革の取組み〉

| 大綱次数 | 主な取組み項目 | 取組件数 | 効果額(千円) |
|--|--|-----------------------|-----------------------------------|
| 第1次 (平成17年度～平成21年度) 【策定年次】 平成16年12月 | 「小さな市役所」・「協働」 (1)効果的・効率的な行財政運営の推進 ・受益者負担の適正化 ・負担金、補助金、委託料等の見直し ・業務委託、民営化の推進 ・人事管理の見直し（定員削減、定員適正化など） ・議員定数の見直し | 298件 (278件) | 5,725,546 (5,725,369) |
| | (2)市民・コミュニティ協働による行政運営の推進 ・市民参画条例の制定 ・コミュニティづくりの推進 | (20件) | (177) |
| 第2次 (平成22年度～平成26年度) 【策定年次】 平成22年4月 | 「ヒト・モノ・カネの一体的改革」 (1)人事・組織の改革（ヒトの改革） ・育成型人事制度の確立 ・職員研修の充実 ・人事管理の見直し（職員定数の削減） | 114件 (10件) | 5,407,218 (1,052,499) |
| | (2)サービスとシステムの改革（モノの改革） ・窓口サービスの充実 ・総合経営システムの見直し ・協働化推進体制の整備 | (64件) | (547,837) |
| | (3)財政の改革（カネの改革） ・財政安定化プランに基づく予算統制（枠予算） ・市有財産の有効活用（資金運用、施設の転用など） | (40件) | (3,806,882) |
| 第3次 (平成27年度～令和元年度) 【策定年次】 平成27年3月 | 「持続可能な行政経営とアセットマネジメント」 (1)財政基盤の堅持 ・新たな税外収入の確保（ふるさと寄附金推進など） ・受益者負担の適正化（公共施設等使用料見直し） ・補助金・負担金の見直し ・基金運用による歳入の確保 | 21件* (14件*) | 3,789,769* (3,726,826*) |
| | (2)効率的な行政経営 ・多様な人材の活用（定員管理の適正化） | (7件*) | (62,943*) |

※平成30年度末時点

2 地方自治体を取り巻く環境

(1) 地方行財政改革の推進

平成27年8月、総務省から「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」として通知が出され、主な取組み内容として、民間委託等の推進、BPR¹の手法やICT²を活用した業務の見直し（特に窓口業務の見直し及び庶務業務の集約化）、自治体情報システムのクラウド化の拡大、PPP³/PFI⁴の拡大などが示されました。

令和元年5月には、第1回経済財政諮問会議において「地方行財政改革の推進に向けて」として、地方行財政改革の重点課題は、地方への人・モノ・金の流れを促進し、より個性と活力ある地域経済に再生すること、および持続可能な地方財政制度を次世代に引き継いでいくことであるとし、そのためには、Society5.0時代の到来や人口減少を見据えた取組みを確実に実行するとともに、国・地方で基調を合わせて、歳出改革や効率化に積極的に取り組むことが重要であると示されました。

(2) 働き方改革

日本の人口は平成20年をピークに減少しており、総人口の減少とともに少子高齢化が進展しています（詳細は5ページ）。国は、人口減少・少子高齢化問題に取り組むものとして平成28年6月、「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。平成29年3月には、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」において「働き方改革実行計画」を策定し、平成30年7月には一億総活躍社会の実現に向けて「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行されました。労働生産性の向上や長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現のための環境整備など、働く人の視点に立った取組みが求められています。

(3) Society5.0

平成28年1月に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」の中で、未来の姿として「Society5.0」が示されました。「Society5.0」とは仮想空間と現実社会が高度に

¹ BPR：Business Process Re-engineering の略。業務内容や業務フロー、ルールといった業務プロセス全体を根本から見直し、その成果を劇的に改善するために再構築すること。

² ICT：Information and Communication Technology の略で、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報通信技術のこと。

³ PPP：Public Private Partnership の略で官民連携のこと。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことにより、最適な公共サービスの提供を図るもの。PFIは、その手法の一つ。

⁴ PFI：Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、施工、維持管理、運営の全部または一部を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、効率的・効果的な公共サービスの提供を図る手法でPFI法を適用するもの。

融合した「超スマート社会」のことで、ICTやIoT⁵、AI⁶などの高度な先進技術を活用することにより、人口減少・少子高齢化が進行する中であっても、直面する様々な課題を克服していくこととしています。

総務省は平成30年12月、「地域力強化プラン～『Society5.0時代の地方』～」を打ち出しました。持続可能な地域社会の実現に向けては、Society5.0の様々な可能性を活用して地域の再生・維持と地域の安心・安全の確保に取り組む必要があるとした考えを示しています。

(4) SDGs

平成27年9月、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されました。SDGsとは持続可能な世界を実現するためのゴールで、地球上の誰一人として取り残さないと宣言しています。国においてもこの目標を達成するため、SDGs推進本部を立ち上げ、平成30年6月に「拡大版SDGsアクションプラン2018」を決定し、柱として「SDGsと連動する『Society5.0』の推進」「SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり」「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」の3つを掲げています。

⁵ IoT：Internet of Thingsの略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすること。

⁶ AI：artificial intelligenceの略。人工知能のこと。

第4次宗像市行財政改革大綱（案）

3 現状と課題

(1) 人口の見込み

① 日本の人口（「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」から抜粋）

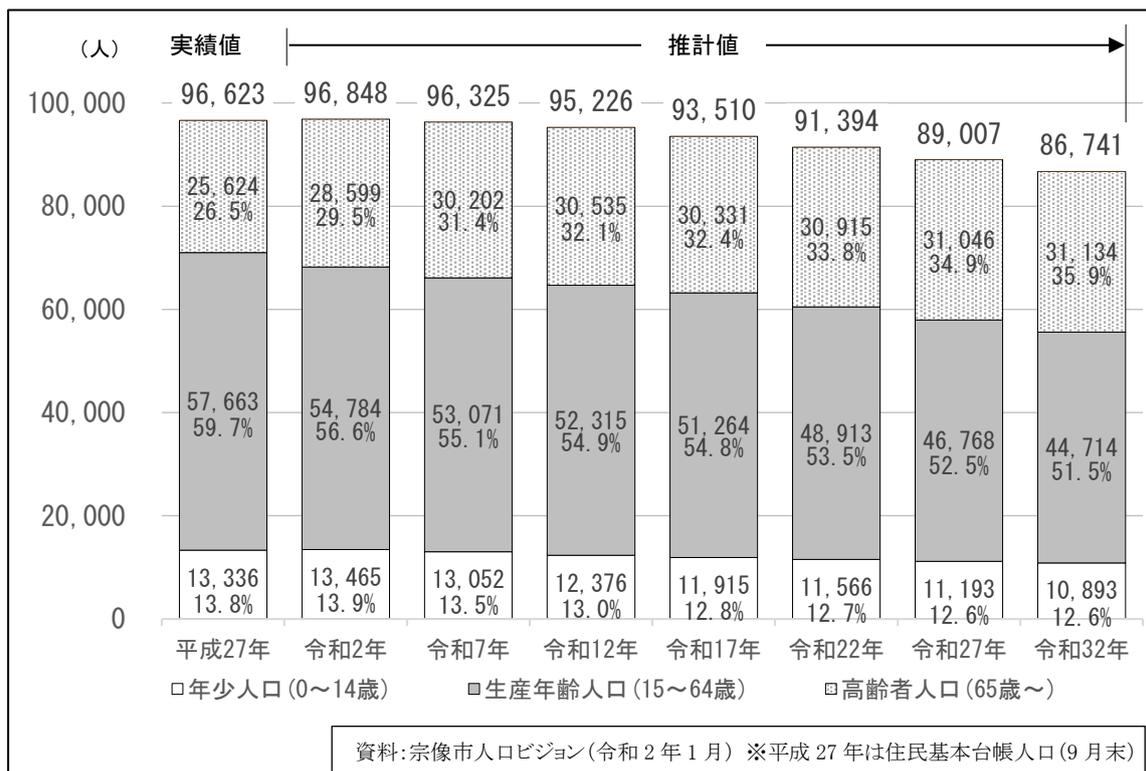
日本の人口は、平成20年をピークに減少局面に入っており、平成30年10月1日現在の人口推計によると、総人口は1億2,644万3千人で前年に比べ26万3千人の減となり、8年連続で減少しています。また、高齢化率は28.1%と最高を記録し、一方で、年間出生数は100万4千人（平成26年）から91万8千人（平成30年）となり、減少が続いています。人口減少・少子高齢化に伴い、生産年齢人口は平成26年から30年までの4年間で、全国では7,785万人から7,545万人へと240万人減少しています。今後、中長期的には、人口減少・少子高齢化がさらに進むことが見込まれています。

② 本市の人口推移と人口比率の変化

ア 総人口の減少

本市が策定する人口ビジョンでは、これまで微増、横ばいで推移していた総人口（令和元年12月末現在97,075人）が令和2年から減少に転じ、10年後の令和12年には約1,500人減少、20年後の令和22年には約5,000人減少する見込みとなっています（図1）。

＜図1 宗像市の将来人口推計＞



第4次宗像市行財政改革大綱（案）

イ 年少人口と生産年齢人口の減少

年齢区分ごとの推移では、本市が進めてきた若い世代の定住化推進施策の効果もあり、年少人口（0～14歳）はこれまで微増を続けてきましたが、令和2年以降緩やかに減少すると見込まれています。生産年齢人口（15～64歳）は平成17年をピークに減少しており、この傾向が今後も継続する見込みです。この結果、年少人口と生産年齢人口の合計では、10年後の令和12年には約3,500人減少、20年後の令和22年には約7,700人減少する見込みとなっています。

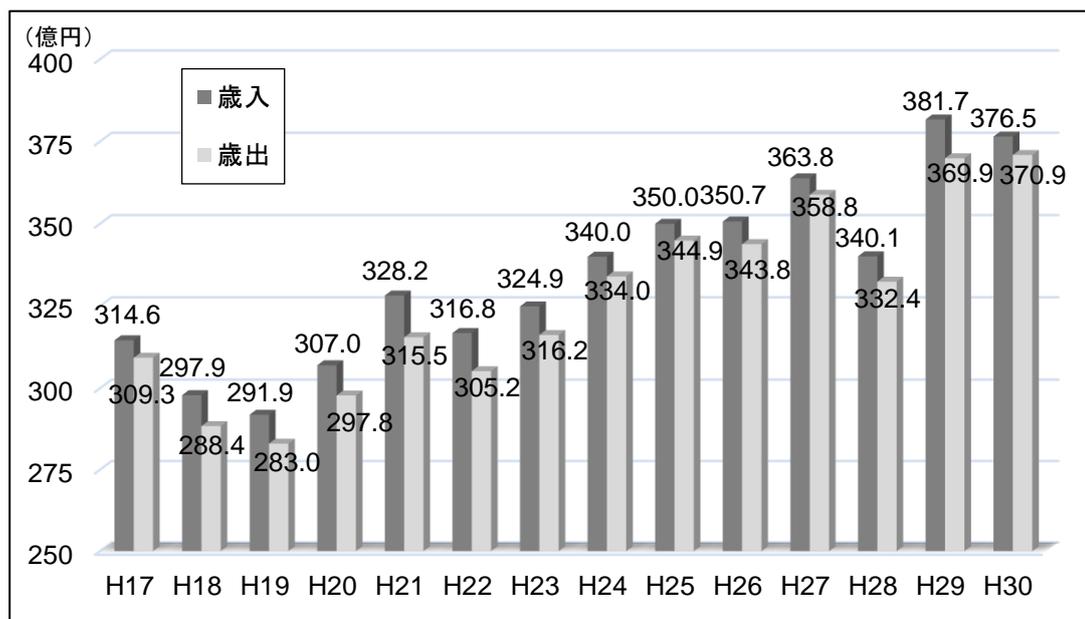
ウ 高まる高齢化率

本市では、平成20年4月末に高齢者人口（65歳以上）の割合が21%を超え、「超高齢社会」に突入しました。高齢化率（高齢者の総人口に占める割合）は、その後も上昇を続け、平成26年3月末には25%を超え、市民の4人に1人が高齢者となりました。令和元年12月末現在、本市の高齢化率は29.2%です。人口ビジョンでは、令和22年までに本市の高齢化率が33%を超え、市民の3人に1人が高齢者となることが予測されています。

(2) 財政調整基金残高の減少

第1次行財政改革がスタートした平成17年度、普通会計⁷の決算額は歳入314.6億円、歳出309.3億円でしたが、年々増加し、平成30年度における歳入歳出決算額はともに370億円を超えています（図2）。

〈図2 決算額の推移〉



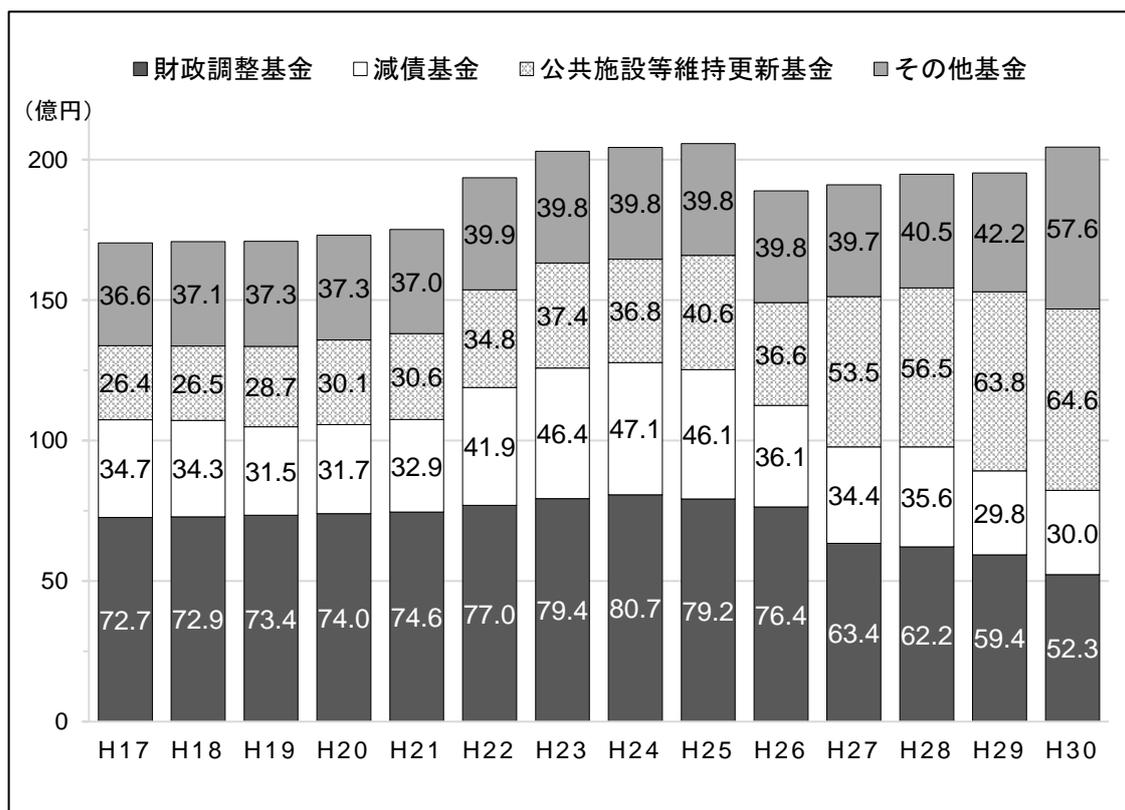
⁷ 普通会計：一般的に、個々の地方自治体の財政比較に用いられる会計区分のことで、本市では、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計を合算した会計区分をいう。

第4次宗像市行財政改革大綱（案）

主な要因は、歳出における児童福祉費や社会福祉費などの扶助費の増加と介護保険事業特別会計や後期高齢者医療特別会計などへの繰出金の増加です。こうした社会保障関連経費は制度上、一定割合の市負担を伴うため、一般財源⁸の確保が必要となります。本市の市税は100億円程度で、平成19年度以降現在までおおむね横ばいの状況にありますが、一方で歳出の伸びが大きくなっていることから、歳入と歳出の乖離を補填するためには財政調整基金からの繰入金に頼らざるを得ない状況にあり、財政調整基金残高は、ここ数年減少傾向にあります（図3）。

今後の見通しとしては、生産年齢人口の減少の影響から市税収入の大幅な伸びは見込めず、さらには、合併に伴う財政支援措置である普通交付税の合併算定替が令和元年度、合併特例債が令和5年度で終了するため、歳入は減少する見込みです。一方で、少子高齢化社会が加速するにつれ、社会保障関連経費はますます伸びることが見込まれ、また老朽化する公共施設の維持更新費用などのアセット関連経費の確保も必要となるなど、歳出の増加も予測されます。

《図3 基金残高の推移》



⁸ 一般財源：自治体が自らの権能による自主的に収入しうる財源のうち、市税などの使いみちに制限がない財源のこと。

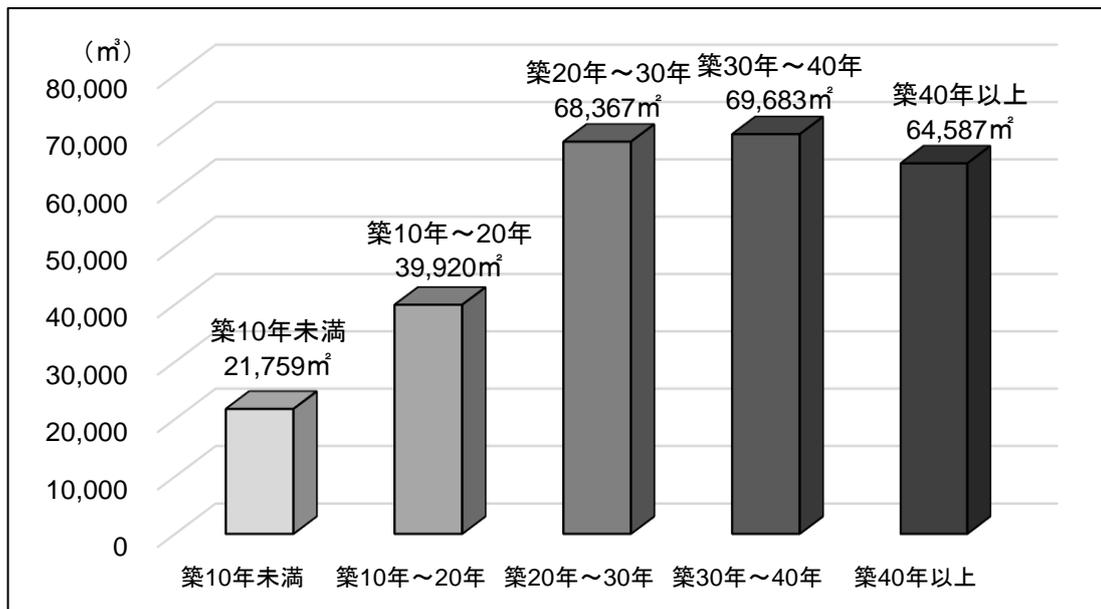
第4次宗像市行財政改革大綱（案）

（3） 公共施設等の老朽化への対応

本市では昭和50年代以降、人口増加に合わせて道路や橋梁、水道といった都市基盤や、市役所や学校など多くの公共施設を整備してきました。

平成15年度の合併後はコミュニティ・センターや観光施設、公園などを整備する一方で、公共施設の廃止や機能転換、民間移譲等を進め、一定程度の圧縮を行ってきたものの、現在、本市の保有する公共施設の約5割は築30年以上の建築物で、更新・改修の時期を迎えています（図4）。

≪図4 宗像市の築年別 建物延床面積の内訳(令和元年度)≫



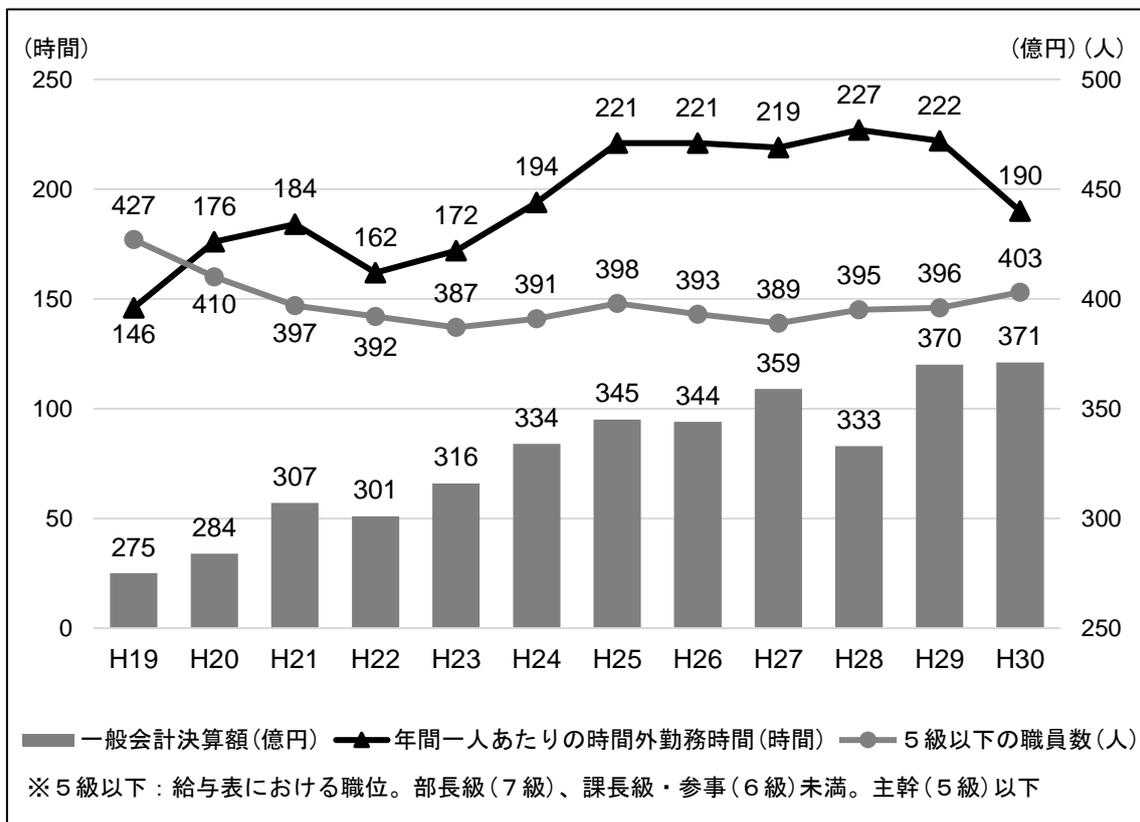
宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画（平成27年度策定、令和元年度見直し）では、公共施設・インフラの更新費用として、今後25年間で785.6億円（下水道施設を除く）が必要である一方、財政見通しによる投資可能額は532.5億円となっており、その差を宗像市公共施設等維持更新基金（図3）だけで対応することは難しく、財源の不足が見込まれています。

第4次宗像市行財政改革大綱（案）

（４）事務負担の増加

本市では、平成17年度から平成26年度までの10年間、行財政改革の取組みとして、76人の正職員を削減してきました。一方で、地方分権の進展や市民ニーズの多様化により、本市における職員の業務量は増加しています。他市と比較すると、人口1万人当たりの職員数は、平成30年度時点で全国771市（政令指定都市を除く）のうち3番目に少ない市となっています。このような中、平成30年度から「WLB⁹実現のための生産性向上実行計画（WLB実行計画）」に基づく取組みを実施したことにより、時間外勤務労働の抑制に一定の効果は見られるものの、依然として高い水準となっています（図5）。

《図5 職員数(5級以下[※])と時間外勤務時間(年間一人あたり)、一般会計決算額の推移》



⁹ WLB：ワーク・ライフ・バランスの略。「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

（５）今後の課題

今後は、本市の人口が減少に転じることにより市税等の収入の伸びが期待できなくなることに加え、市町村合併に伴う国からの財政支援措置が終了することにより、本市の歳入は減少すると予測されます。一方で、少子高齢化の加速によって社会保障関連経費はさらに増加すると見込まれており、今後の財政状況はなお一層厳しくなることが予測されます。このような中、行政サービスを将来にわたり提供していくためには、今よりもさらに効果的・効率的な行政サービスのあり方を考えるなどし、財源を確保していく必要があります。

また、公共施設等の老朽化への対応として、宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画では、今後25年間（令和2年度～令和26年度）における公共施設の保有総数を計画期間内に10%程度圧縮する必要があるとし、総量圧縮の数値目標と施設別の更新・改修方針を定めました。この目標と方針に基づき、総量圧縮の取組みをいかに進めていくかがこれからの大きな課題です。

さらには、行政事務の効率化も喫緊の課題です。「3（4）事務負担の増加」で本市職員の事務負担の増加について記述をしましたが、事務量に応じた職員数を今後も確保できるかは不透明な状況です。緩やかな経済回復が続く一方、全国的に生産年齢人口が減少しており、新規人材獲得が困難でなおかつ離職なども増えているため、全産業において人手不足感が高まっているからです（「令和元年版 労働経済の分析」厚生労働省）。また、第一次行財政改革の取組みでは、行政事務の民間委託により事務負担の軽減や人件費削減を図ってきましたが、賃金の上昇などを受け、行政事務をそのまま民間に委託するだけでは、行財政改革の効果を出すことは難しくなっています。必要な職員数の確保に努める一方で、少ない人数でも質の高い行政サービスを提供していくことができるように、事務事業全般に渡ってBPRの手法を活用して業務の効率化を図るなど、将来を見据えて生産性向上につながる取組みを進めていく必要があります。

4 第4次行財政改革

(1) 本市のまちづくり

～福岡都市圏の自治体として、子育て世代に選ばれるまちづくり～

平成27年度から10年間のまちづくりの方針を定めた第2次宗像市総合計画では、本市の将来像を「ときを紡ぎ 躍動するまち」と掲げ、豊かな自然や歴史、文化など多くの資源を活かしながら、市民が安全に、安心して暮らせるまちづくりを進めています。

本計画においては、将来人口の目標として計画策定時の9万6千人維持を目指しており、「子育て世代に選ばれる都市イメージの確立（都市ブランドの推進）」を戦略的取組みのひとつとし、教育・子育て施策の充実や、定住促進に取り組んでいます。

全国的に人口減少・少子高齢化が進んでいますが、近隣の福岡市は九州の行政・経済・交通の中心として、またアジアの玄関口として人口、企業が集積しており、人口は151万9千人（平成26年）から157万9千人（平成30年）と6万人増えていきます。将来推計人口においても、福岡市の総人口は令和17年、生産年齢人口は令和12年まで増加する見込みです。その影響により、福岡都市圏の複数の自治体で、令和7年もしくは令和12年まで生産年齢人口の増加が見込まれます。住宅都市として発展してきた本市においても、福岡市を中心に増加が見込まれる人口を取り込むべく、総合計画の後期（令和2～6年度）も引き続き、教育・子育て施策の充実を図り、積極的に定住促進や企業誘致にも取り組みます。

(2) 本市のまちづくりを支えるための改革

厳しい財政状況のなか、(1)のようなまちづくりを進めていくためには、確かな行財政基盤が必要です。このため、第4次行財政改革大綱を策定し、これに基づく行財政改革の取組みを確実に実行していきます。

（3）基本理念・基本方針

① 基本理念

第4次行財政改革では、これまでの取組みの深化に加え、ICT技術の導入や官民連携など、新たな改革に積極的に取り組むとともに、将来への布石となる改革に取り組めます。

このような観点から、基本理念を『**持続可能な行政経営の基盤づくりと将来に向けた政策実現のための改革**』とし、行財政改革に取り組んでいきます。

② 基本方針

「3（5）今後の課題」で述べた様々な課題を解決するためには、様々な手法を用いて行財政改革に取り組む必要があります。第4次行財政改革大綱では、「ヒト・モノ（サービス）・カネ」の3つの視点で行財政改革に取り組むものとします（表2）。

ア 生産性を高め活力ある組織へ

組織としての生産性を高めるために、働き方改革をさらに推進します。テレワークやフレックスタイムの導入など、多様な職員がライフステージに応じた働き方ができるように環境を整備したり、業務の行程を見直して集約化、簡素化するとともに、ICT技術を積極的に導入して効率化を図ったりするなどして、生産性の向上を図ります。また、時代の変化に迅速かつ適切に対応できるよう、戦略的な人員配置や組織機構の再編成に取り組むとともに、政策の調査研究や職員提案制度の活用、職員研修などの人材育成にも取り組み、職員一人ひとりの能力向上を図ります。

イ 行政サービスの効率化と質的向上

質の高い行政サービスを今後も提供し続けるため、全体最適と市民本位の視点で事務事業の適正化を図ります。事務事業や経費の適正化については、削減一辺倒ではなく、より効果的・効率的なサービスのあり方などを検討します。また、電子申請やスマートフォンアプリを活用した情報取得など、利便性向上につながるICT技術を積極的に導入したり、官民連携により公共サービスを提供したりするなどして行政サービスの効率化と質的向上を図ります。

ウ 継続的な健全財政の堅持

クラウドファンディングや広告料の設定などの税外収入や、定住促進や企業誘致等による税収入の確保に努めるとともに、公共施設アセットマネジメント推進計画

第4次宗像市行財政改革大綱（案）

の総量圧縮の方針に基づき、公共施設の集約化や複合化、民活化を進めるとともに、管理費用の平準化や、公共インフラの長寿命化の促進を図ることなどにより、継続的な健全財政の堅持に努めます。

〈表2 第4次行財政改革の体系〉

| 基本理念 | 基本方針 | 取組み分類 |
|--------------------------------------|---|---------------------------------|
| 持続可能な行政経営の基盤づくりと 将来に向けた政策実現のための改革 | 生産性を高め活力ある組織へ 【 ヒト 】 | 働き方改革の推進 |
| | | 戦略的な機構改革と人員配置 |
| | | 行政事務のICT化 |
| | | 管理業務の適正化とスリム化 |
| | | 業務の民間委託 |
| | 行政サービスの効率化と質的向上 【 モノ（サービス） 】 | 事務事業の適正化 |
| | | 経費の適正化 |
| | | 行政サービスのICT化 |
| | | 民間活力の積極的な活用 |
| | | 事業の広域化の推進 |
| | 継続的な健全財政の堅持 【 カネ 】 | 税外収入の確保 |
| | | 税収入の確保 |
| | | 受益者負担の適正化 |
| | | 公共施設アセットマネジメント推進計画に基づく公有財産の適正化、 |
| | | 管理費用の平準化 |

第4次宗像市行財政改革大綱（案）

（４）新たな取組み

第4次行財政改革では、従来の取組みに加え、新たな改革としてICT化や官民連携に取り組みます。

① ICT化を用いた一体的改革**窓口業務改革 ～総合窓口化・業務の集約化・ICT化・民間委託・レイアウト変更の一体的推進～**

総合窓口化による市民サービスの向上と合わせて、業務の効率化や働く環境の快適化、スペースの有効活用などにより生産性の向上を図ると同時に、トータルコストの削減を狙います。

具体的には、総合窓口化を検討することにあわせて、事務処理の業務分析・棚卸を行い、業務集約化を図ったうえで、業務をICT化するもの、民間委託できるもの、職員が対応するものに振り分け、さらには、文書の電子データ化による書庫スペースの削減やフリーアドレス導入による事務室スペースの削減などを検討し、導入可能性を調査、実行します（表3）。

《表3 窓口業務改革の手順イメージ》

| 順 | 内容 | |
|---|-------------------------|---|
| 1 | 業務の棚卸・集約化の検討 | ・ 窓口部署の業務を棚卸し、集約化できる業務を検討 (電話受付、窓口受付、入力作業、税還付処理、封入封緘、旅費計算、支出命令、文書受付、郵便庶務など) |
| 2 | サービスチャネルの見直しなど業務の振り分け検討 | ① ICT化で対応するもの：電子申請、文書のデータ化、電子決裁、RPA・AI、パソコン無線化、SNS活用 ② 民間委託で対応できるもの：簡易な窓口受付、簡易な庶務事務、コールセンター ③ 職員が対応するもの：相談や折衝など |
| 3 | レイアウトの検討 | ・ 文書の電子データ化による書庫スペースの縮減 ・ パソコン無線化によるフリーアドレス推進による事務室スペースの縮減 |

第4次宗像市行財政改革大綱（案）

② 官民連携による改革

PPP／PFIの推進

PPPは、行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことにより、最適な公共サービスの提供を図るものです。PFIは、PPPの一つであり、公共施設等の設計、施工、維持管理、運営の全部または一部を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的・効果的な公共サービスの提供を図る手法で、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」を適用するものです。

PPPやPFIに取り組むことにより、公費負担を抑制し、市の財源確保を図るとともに、民間企業へ新たなビジネス機会を提供し、地域経済好循環を実現する経済・財政一体改革に貢献することが期待でき、さらには、SDGsの実現にも寄与することが期待できます。

具体的には、公的不動産の利活用について、行政側からではなく、民間からの自由な提案を募ることで、財政負担を最小に抑え、公共目的を最大限達成することを目指した事業を官民連携で企画したり、地域の実情に精通した民間企業から地域のニーズにできるだけ応えた企画を募るなどにより、地域活性化のポテンシャルを最大限に引き出したりするなど、サービスの効率性や効果を高めるような取組みが想定されます。表4のような様々な手法を用いて積極的に取り組みます。

〈表4 官民連携（PPP）の手法〉

| 手法 | 手法の概要 |
|------|---|
| 貸与 | 公共施設等を有償又は無償で民間に貸与し、民間が事業運営やサービスを提供することにより、財政負担を軽減しつつサービスの確保及び質の向上を図る |
| 包括委託 | 事務事業に係る一連の業務を包括して民間に委託し、民間ノウハウの活用により、人材やスペースの有効活用、運用・維持コストの削減を図る |
| 民設公営 | 行政が民間から施設等を借用する |
| PFI | 公共施設等の設計、施工、維持管理、運営の全部または一部を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的・効果的なサービスの提供を図る |
| 事業提携 | 行政と民間それぞれが持つ資源やノウハウを生かした役割、経費等の分担のもと、サービスを提供する |

5 行財政改革の推進

(1) 計画期間

本大綱の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年とします。

(2) 推進体制

本大綱による行財政改革を推進するため、市長をトップとする行財政改革推進本部を設置し、全庁的に行財政改革を推進していきます。また、具体的な実行計画としてアクションプランを策定し、進行管理を行っていきます。

さらに、有識者や市民で構成される行財政改革推進委員会から、行財政改革に対する提言や意見を求めることにより、専門的見地や市民からの視点を取り入れます。

(3) 情報の共有

行財政改革大綱や具体的な実行計画であるアクションプランの実施状況については、ホームページ等を通じて広く市民に公表し、市民との情報共有に努めます。

宗像市経営企画部経営企画課行政改革係

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

TEL 0940-36-1192

FAX 0940-37-1242

E-mail:kikaku@city.munakata.fukuoka.jp